

2019年度

安全管理者選任時研修 開催案内

この案内書は受講者の方にも周知してください

公益社団法人 広島県労働基準協会

労働安全衛生法により安全管理者の資格要件は、実務経験に加え厚生労働大臣が定める標記の研修を修了することが義務付けられています。

つきましては、労働安全衛生規則第5条第1号に基づく厚生労働大臣が定める研修として、平成18年2月24日付け基発第0224004号通達に基づく標記の研修を次のとおり開催しますので受講されますようご案内します。

安全管理者の資格(労働安全衛生規則 抜すい)

第5条 法第11条第1項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次のとおりとする。

- 1 次のいずれかに該当する者で、法第10条第1項各号の業務のうち安全に係る技術的事項を管理するのに必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了したもの
 - イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。以下同じ)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を含む。以下同じ。)における理科系統の正規の課程を修めた者(中略)で、その後2年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
 - ロ 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。以下同じ。)又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの

2 労働安全コンサルタント

3 前2号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者

労働安全衛生規則第5条第3号の厚生労働大臣が定める者は、次のいずれかに該当する者で、同条 第1号の厚生労働大臣が定める研修を修了したものとする。(告示165号 要約)

- 1 学校教育法による大学又は高等専門学校における理科系統の課程以外の正規の課程を修めて卒業した者(中略)で、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
- 2 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の学科以外の正規の学科を修めて卒業した者で、その後6年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
- 3～5 略
- 6 7年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者

安全管理者を選任すべき事業場(労働安全衛生法施行令 抜すい)

第3条 法第11条第1項の政令で定める業種及び規模の事業場は、前条第1号又は第2号に掲げる業種の事業場で、常時50人以上の労働者を使用するものとする。

(参考1)施行令第2条第1項第1号に掲げる業種: 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業

(参考2)施行令第2条第1項第2号に掲げる業種: 製造業(物の加工業を含む。)電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

(詳細は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。)

1 開催日及び会場 (予定)

開催地	開催日	会場 (周辺図は受講申込時にお渡しします)
広島市	2019年 4月 17日 ~ 18日	広島市林業ビル 8階 (広島市中区上八丁堀8-23) ※無料駐車場、駐輪場はありません
	5月 27日 ~ 28日	
	7月 1日 ~ 2日	
	8月 26日 ~ 27日	
	10月 17日 ~ 18日	
	12月 16日 ~ 17日	
	2020年 2月 25日 ~ 26日	
福山市	2019年 4月 22日 ~ 23日	(公社)広島県労働基準協会 福山教習所 (福山市瀬戸町山北1-1) ※JR備後赤坂駅より徒歩9分 ※福山教習所の駐車場は、日常的に混雑していますので、出来るだけ公共交通機関でご来場ください。
	5月 15日 ~ 16日	
	8月 7日 ~ 8日	
	12月 9日 ~ 10日	

*講習時間 初日8:50~16:10予定 二日目8:50~12:10予定

2 研修内容及び受講料・テキスト代(※) * テキスト代は改定されることがあります。

研修科目	受講料(税込)	テキスト代(税込)	※受講料、テキスト代は消費税率8%時の金額を表示しております。2019年10月1日より消費税率が10%に変更される予定ですが、その際は2019年10月1日以前の講習より変更された消費税率で算出された金額に変更となります。ご了承ください。
安全管理(3.0H)	12,960円	1,512円	
安全教育(1.5H)			
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等(3.0H)			
関係法令(1.5H)			

※受講料、テキスト代は消費税率8%時の金額を表示しております。2019年10月1日より消費税率が10%に変更される予定ですが、その際は2019年10月1日以前の講習より変更された消費税率で算出された金額に変更となります。ご了承ください。

3 対象者

労働安全衛生規則第5条第1号のイ及びロ、第3号に掲げる者

4 修了証

修了者に『安全管理者選任時研修修了証』を即日交付します。

(本修了証は、労働基準監督署への安全管理者選任報告書の提出の際に、写しを添付しなければなりません。)

5 その他

- (1)原則として受講料の返却はいたしませんので欠席しないようにしてください。
- (2)開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足したときは、修了証を交付できません。
- (3)定員になり次第締め切らせていただきますので、**お早め**にお申し込みください。

6 申込方法

下欄の申込書に記載の方法により、次の最寄りの支部へ**お早め**にお申込ください。

お申し込みは次の広島県労働基準協会の最寄りの支部まで

◎ 広島中央支部 (電話082-228-5475・FAX082-221-5045) 〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-23 林業ビル8階	◎ 三次支部 (電話0824-62-3945・FAX0824-62-3947) 〒728-0013 三次市十日市東4-7-5 三興ビル3階
◎ 呉支部 (電話0823-22-1359・FAX0823-22-1324) 〒737-0051 呉市中央3-8-21 大之木ダイモ本社ビル4階	◎ 広島北支部 (電話082-814-2354・FAX082-815-5562) 〒731-0223 広島市安佐北区可部南3-9-45 木村ビル1階
◎ 福山支部 (電話084-949-2022・FAX084-949-2034) 〒720-0838 福山市瀬戸町山北1-1	◎ 府中支部 (電話0847-45-5012・FAX0847-45-5012) 〒726-0003 府中市元町445-1府中商工会議所3階
◎ 三原支部 (電話0848-64-7600・FAX0848-64-7601) 〒723-0016 三原市宮沖2-13-8	◎ 廿日市支部 (電話0829-32-3851・FAX0829-32-3852) 〒738-0024 廿日市市新宮1-12-26
◎ 尾道支部 (電話0848-22-3432・FAX0848-22-3444) 〒722-0002 尾道市古浜町27-284 尾道糸崎港湾福祉センター202	* 不明点等ございましたらお気軽にご連絡ください*

安全管理者選任時研修 受講申込書

* 記載事項を楷書で正確に記入してください。

* お申込後、支部より受講票を送付しますので講習当日にご持参ください。

講習日の1週間前になっても届かない場合は、お手数ですが申込支部にお問い合わせください。

【支払・申込方法】 いずれの方法で申込まれるかお選びのうえ左側の口欄に○印を記入してください。

<input type="checkbox"/> 振込 振込先銀行に○ [広島・もみじ 月 日に振込済]	⇒ 受講料等を振込後、申込書と振込受領書等のコピーを申込支部へFAX又は郵送してください。(振込先は次のいずれかをお選びください。) ● 振込先 : 広島銀行 八丁堀支店(普)0352021 もみじ銀行 広島中央支店(普)0121260 ● 口座名義 : シャ)ヒロシマケンロウトウキョウカイク ※ 振込手数料は振込人にてご負担ください。
<input type="checkbox"/> 現金書留で 郵送	⇒ 受講料等と申込書を現金書留封筒に封入し、申込支部へ郵送してください。
<input type="checkbox"/> 窓口へ持参	⇒ 受講料等と申込書を 受講日より前 に申込支部へご持参ください。

公益社団法人広島県労働基準協会

支部 行

事業場名		連絡先TEL	
担当者		連絡先FAX	
事業場所在地	〒	申込担当者 e-mail	
		受講料	名分 円
		テキスト代	冊分 円
		合計	円

* 個人情報は本講習の管理にのみ使用します。メールアドレスは諸連絡や案内書送信等に活用させていただくことがあります。差し支えなければご記入ください。

● 表面の開催日及び会場をもとに受講希望日、開催地(**市)、氏名等を正確にご記入ください。

受講希望日 年 月 日 開催地 市

番号	フリガナ	生年月日	昭和・平成 年 月 日生
※	氏名	現住所	〒
番号	フリガナ	生年月日	昭和・平成 年 月 日生
※	氏名	現住所	〒

※番号欄は記入しないでください。 *受講者の記入欄が足りない場合は本紙をコピーのうえ、複数枚でお申し込みください。